

副本

令和8年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

原告

被告 愛知県選挙管理委員会 ほか2名

答 弁 書

令和8年4月3日

名古屋高等裁判所民事第3部ほろ係 御中


被告ら指定代理人

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号


名古屋法務局訟務部(送達場所)

(電話 052-952-8138)

(FAX 052-968-2128)

部 長 横山 真通 

部 付 今尾 貴子 


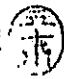
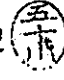

上席訟務官 深尾 佳充 

訟 務 官 五十川 友理 

被告愛知県選挙管理委員会指定代理人

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号




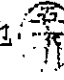
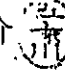
愛知県選挙管理委員会事務局

次	長	天	野	孝	教	
局	長	久	世	真	輝	
主	査	森	田	悟	史	
主	事	清	水	郁	晶	

被告岐阜県選挙管理委員会指定代理人

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号



岐阜県選挙管理委員会事務局

書	記	長	篠	田	芳	己		
書	記	次	長	岩	本	博	子	
書		記	田	中	克	典		
書		記	岩	野	達	也		
書		記	棚	瀬	亮	介		


被告三重県選挙管理委員会指定代理人

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県選挙管理委員会

委員	長	職務	代	行	者	岩	崎	恭	彦	
書	記	長	三	津	谷	春	菜			

書記長 補佐

伊藤 敬文 

書記

伊藤 雅紀 

書記

小林 愛 

目 次

第1 請求の趣旨に対する答弁.....	6
第2 請求の原因に対する認否.....	6
1 「I 事実」について.....	6
(1) 「1」及び「2」について.....	6
(2) 「3」について.....	6
2 「II 原告らの主張」について.....	7
(1) 「1」(訴状2ページ部分)について.....	7
(2) 「第1部」について.....	7
(3) 「第2部」について.....	7
(4) 「第3部」の「第1」について.....	8
(5) 「第3部」の「第2」について.....	9
(6) 「第3部」の「第3」について.....	9
(7) 「第3部」の「第4」について.....	9
第3 事案の概要等.....	10
1 事案の概要.....	10
2 本件の主たる争点.....	10
3 衆議院議員の選挙制度.....	10
4 衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に関する制度.....	10
5 事実経過.....	12
(1) 本件区割規定が定められた経緯.....	12
(2) 令和5年大法院判決.....	13
(3) 令和7年小法院判決.....	14
(4) 本件選挙の施行等.....	15
第4 被告らの主張.....	16
1 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題についての判断枠組み	16

2	区割規定及びこれに基づく選挙区割りの憲法適合性についての判断枠組み	17
3	本件区割規定及び本件選挙区割りの憲法適合性.....	18
	(1) 選挙区を改定するための現行の制度が合理性を有すること.....	18
	(2) 本件区割規定に基づく本件選挙区割りは、投票価値の較差の拡大が見られたものの、本件選挙時に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないこと.....	23
4	(予備的主張) 仮に違憲状態にあったとの評価がされるところとしても、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえないこと.....	26
	(1) 合理的期間内に是正がされなかったといえるか否かの判断枠組み.....	27
	(2) 国会が、本件選挙時までに本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲状態であると認識することができなかったことなどからすれば、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったと評価することはできないこと	27
第5	結論.....	28

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「I 事実」について

(1) 「1」及び「2」について

認める。

(2) 「3」について

原告らの指摘する資料及び計算方法によると、選挙区間における選挙人数(有権者数)の最大較差や、選挙人数が最も少ない鳥取県第1区とその他の全選挙区との間の較差が原告らの指摘する数値となることは認める。

なお、令和8年2月8日に行われた衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙(以下「本件選挙」といい、本件選挙以前に行われた衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙のことを、その行われた年に応じて「令和〇年選挙」などという。)について、原告らがそれぞれ属する愛知県第1区ないし第16区、岐阜県第1区ないし第5区、及び三重県第1区ないし第4区における選挙当日の選挙人数の較差は、選挙人数が最も少ない鳥取県第1区を1とした場合、愛知県第1区が1.875(以下、較差に関する数値は、小数点第4位の数値を四捨五入して小数点第3位までの概数で表記する。)、愛知県第2区が1.835、愛知県第3区が1.896、愛知県第4区が1.657、愛知県第5区が1.582、愛知県第6区が1.601、愛知県第7区が1.606、愛知県第8区が1.949、愛知県第9区が1.701、愛知県第10区が1.583、愛知県第11区が1.729、愛知県第12区が1.998、愛知県第13区が1.913、愛知県第14区が1.30

3、愛知県第15区が1. 536、愛知県第16区が1. 758、岐阜県第1区が1. 496、岐阜県第2区が1. 308、岐阜県第3区が1. 833、岐阜県第4区が1. 431、岐阜県第5区が1. 179、三重県第1区が1. 574、三重県第2区が1. 791、三重県第3区が1. 846、三重県第4区が1. 258であった。(乙第1号証)。

2 「Ⅱ. 原告らの主張」について

(1) 「1」(訴状2ページ部分)について

認否の要を認めない。

(2) 「第1部」について

原告ら指摘の文献が存在すること、憲法前文第1段落第1文に原告らの引用に係る文言があり、憲法96条1項中に原告らが主張するのと同旨の内容が規定されていること、並びに福岡高等裁判所令和7年10月31日判決(甲第11号証。以下「令和7年福岡高裁判決」という。)、広島高等裁判所令和7年10月31日判決(甲第118号証)、仙台高等裁判所秋田支部令和7年11月6日判決(甲第119号証)、仙台高等裁判所令和7年11月7日判決(甲第10号証。以下「令和7年仙台高裁判決」という。)、札幌高等裁判所令和7年11月10日判決(甲第13号証。以下「令和7年札幌高裁判決」という。)、広島高等裁判所岡山支部令和7年11月13日判決(甲第120号証)及び最高裁判所平成26年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363ページ(以下「平成26年大法廷判決」という。)が存在することは認め、その余は不知又は争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

(3) 「第2部」について

ア 「1」について

令和7年仙台高裁判決、令和7年福岡高裁判決、東京高等裁判所令和7年10月30日判決(甲第12号証。以下「令和7年東京高裁判決」とい

う。)及び令和7年札幌高裁判決に原告らが判示内容として引用する記載と同旨の判示部分が存在することは認める。

イ 「2」について

最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755ページ(以下「平成23年大法廷判決」という。)に原告らが判示内容として引用する記載と同旨の判示部分が存在すること、並びに最高裁判所平成25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503ページ(以下「平成25年大法廷判決」という。)、最高裁判所平成27年11月25日大法廷判決・民集69巻7号2035ページ(以下「平成27年大法廷判決」という。)、最高裁判所平成30年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240ページ(以下「平成30年大法廷判決」という。)及び最高裁判所令和5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1ページ(以下「令和5年大法廷判決」という。)が存在することは認め、その余は争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

(4) 「第3部」の「第1」について

ア 柱書きについて

争う。

イ 「1」について

令和5年大法廷判決に原告らが判示内容として引用する記載と同旨の判示部分が存在することは認め、その余は争う。

ウ 「2-1」ないし「2-3」について

東京高等裁判所令和7年(行ケ)第9号事件(令和7年東京高裁判決に係る事件)における被告らの答弁書に原告らが判示内容として引用する内容と同旨の記載があること、及び原告らが指摘する資料及び計算方法によると選挙人数の較差が原告らが示す数値となることは認め、その余は不知又は争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

エ 「3」について

争う。

オ 「4」について

争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

(5) 「第3部」の「第2」について**ア 「I」について**

憲法前文第1段落第2文及び47条に原告らが引用する文言があること、原告らが挙げる文献に原告らが記載した内容と同旨の記載があること、第134回国会の衆議院予算委員会において、平成7年10月11日、原告らが引用形式で記載する内容と同旨の発言がされたこと、並びに平成25年大法廷判決及び令和5年大法廷判決に原告らが判示内容として引用する記載と同旨の判示部分が存在することは認め、その余は不知又は争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「II」について

平成25年大法廷判決に原告らが判示内容として引用する記載と同旨の判示部分が存在することは認め、その余は争う。

(6) 「第3部」の「第3」について

原告らが挙げる文献に原告らが引用するのと同旨の記載があることは認め、その余は不知又は争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

(7) 「第3部」の「第4」について

大日本帝国憲法4条及び5条に原告らが引用する規定が存在したこと、並びに憲法前文第1段落第1文に原告らが引用する文言があることは認め、その余は不知又は争う。ただし、原告らの意見にわたる部分は認否の限りでない。

第3 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙（本件選挙）について、愛知県第1区ないし第16区、岐阜県第1区ないし第5区及び三重県第1区ないし第4区の選挙人である原告らが、本件選挙の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項及び別表第1の規定（以下、後述する公職選挙法の改正前後を通じ、これら衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区割りを定める規定を「区割規定」といい、本件選挙の選挙区割りを「本件選挙区割り」、これを定める規定を「本件区割規定」という。）は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反し無効であるから、これに基づいて行われた本件選挙も無効であるなどと主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙の無効を求める事案である。

2 本件の主たる争点

本件の主たる争点は、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったか否かである。

3 衆議院議員の選挙制度

公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数465人のうち、289人を小選挙区選出議員、176人を比例代表選出議員としている（4条1項）。そして、小選挙区選出議員については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとし（13条1項、別表第1）、比例代表選出議員については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとしている（13条2項、別表第2）。また、衆議院議員の選挙における投票は、小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに一人一票とされている（36条ただし書）。

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に関する制度

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）は、内閣府に設置された衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）が、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案（以下、単に「改定案」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で（区画審設置法2条）、この勧告については、10年ごとに行われる国勢調査（統計法5条2項本文。以下「大規模国勢調査」という。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとしている（区画審設置法4条1項）。また、大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査（統計法5条2項ただし書。以下「簡易国勢調査」という。）の結果による各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上となったときにも、当該簡易国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に上記勧告を行うものとしている（区画審設置法4条2項）。

そして、区画審設置法は、作成すべき改定案の基準について、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口）の均衡を図るため、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとした上で（区画審設置法3条1項）、改定案の作成に当たって、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数¹で除して得た数とすることを定める（区画審設置法3条2項。いわゆるアダムズ方式）。なお、区画審設置法4条2項による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものとしている（区画審設置法3条3項）。

¹ 小選挙区基準除数とは、その除数で各都道府県の人口を除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。

以下、上記改定案の作成の基準を含む区画審設置法2条から4条までの規定による選挙区割りの改定の仕組みを「本件区割制度」という。)

5 事実経過

(1) 本件区割規定が定められた経緯

ア 平成28年5月、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第49号)が成立した(以下、同法律による改正を「平成28年改正」という。)。これにより、区画審は、前記4のとおり、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成及び勧告を実施することとされた(乙第4号証9及び10ページ)。

イ 令和3年6月25日、平成28年改正後に初めて行われた令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査(以下「令和2年大規模国勢調査」という。)の結果(速報値)が官報で公示された。これを受け、区画審は、令和3年7月2日、選挙区の改定案に係る調査審議を開始した。区画審の改定案の作成に当たり、各都道府県知事からは、区画審の改定案の作成方針や当時の選挙区割りについて意見が寄せられ、その中には、分割市区町(選挙区を定めるに際して複数の選挙区に区域が分割された市区町をいう。以下同じ。)の創出を回避し、その解消を求めるものが多数含まれていた。このように都道府県知事から分割市区町の解消を望む意見が多数寄せられたこと等も踏まえ、区画審は、令和4年2月21日、改定案の作成方針を取りまとめた。この作成方針には、市(指定都市では行政区)区町村の区域は一定の基準に当てはまらない限り分割しないこととするとの内容のほか、令和3年選挙当日において較差2倍以上となっている選挙区が生じている状況にあったことから、行政区画に併せ、地勢、交通、人口動向、改定に係る市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するに当たり、上記状況をも考慮するとの内容が含まれていた。その後、区画審は、このような作成方針を踏まえ、所要の調査審議を経た上で改定

案(本件選挙区割りと同内容のもの)を取りまとめ、令和4年6月16日、内閣総理大臣に対し同改定案の勧告を行った。上記勧告の内容は、アダムズ方式を適用して初めて選挙区の区割りの見直しを図ったもので、概要、各都道府県に分配する小選挙区選出議員の定数について、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び愛知県の5都県で合計10人増員し(東京都は5増、神奈川県は2増、埼玉県、千葉県及び愛知県は各1増)、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県及び長崎県の10県で一人ずつ減員した上、これらの都県を含む25都道府県のそれぞれの区域内にある合計140選挙区において区割りを変更するというものであった(乙第4号証11ないし28ページ、乙第5号証、乙第6号証の1及び2、乙第7号証の1、乙第8号証並びに乙第9号証)。

ウ 内閣は、区画審の勧告を受け、その内容どおりに選挙区の改定を行うこと等を内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同法律案は、令和4年11月18日に公職選挙法の一部を改正する法律として可決され、成立した(以下、同法律による改正を「令和4年改正」という。)。これにより、令和2年大規模国勢調査時の人口を基準とした各都道府県間の議員一人当たりの最大較差は1.697倍となり、また、令和4年改正前後において、選挙区間の選挙人数の最大較差は、鳥取県第2区と東京都第22区との間の1対2,096から鳥取県第2区と福岡県第2区との間の1対1,999に縮小され、較差が2倍以上の選挙区は23選挙区から0選挙区となって消滅した。なお、令和4年改正により、分割市区町は105市区町から32市区に減少した(乙第4号証28ないし37ページ、乙第6号証の1・資料1及び資料2、乙第7号証の2ないし5、乙第8号証並びに乙第10号証の1ないし4)。

(2) 令和5年大法院判決

令和3年10月31日に行われた衆議院議員総選挙(令和3年選挙)に関

する選挙無効訴訟において、令和5年大法廷判決は、令和3年選挙当時、令和4年改正前の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定は憲法14条1項等に違反するものということとはできないと判示した。そして、令和5年大法廷判決は、その理由中において、「新区割制度（引用者注：本件区割制度）は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしている」、「このような制度（引用者注：本件区割制度）に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割り（引用者注：令和4年改正前の選挙区割り）の下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。」と判示した。

(3) 令和7年小法廷判決

令和6年10月9日、衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割りの下で令和6年選挙が行われた。令和6年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、鳥取県第1区と北海道第3区との間の1対2.059であり、鳥取県第1区と比べて選挙人数の較差が2倍以上となっている選挙区は、10選挙区であった（乙第3号証）。

令和6年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所令和7年9月26日第二小法廷判決・民集79巻6号2676ページ（以下「令和7年小法廷判決」という。）は、令和6年選挙時において、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割

規定は憲法14条1項等に違反するものということとはできないと判示した。そして、令和7年小法廷判決は、同判示の理由について、「本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。」とした上で、「本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.999であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである。そして、本件選挙（引用者注：令和6年選挙）当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるといえるべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙（引用者注：令和6年選挙）当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできないといえるべきである。」と判示した。

(4) 本件選挙の施行等

令和8年1月23日、衆議院が解散され、同年2月8日、本件区割規定に基づく本件選挙区割りの下で衆議院議員総選挙（本件選挙）が行われた。

本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、鳥取県第1区と

北海道第3区との間の1対2.097であった(なお、これまでの最大較差の推移については別紙参照)。また、選挙人数が最も少ない鳥取県第1区との較差が2倍以上となっていた選挙区は、16選挙区であった(乙第1号証及び乙第2号証)。

第4 被告らの主張

1 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題についての判断枠組み

衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題についての選挙無効訴訟では、これまでの最高裁判所の累次の判例によって、①選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとして区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③区割規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か(いわゆる事情判決とするか否か)、という枠組みが示されてきており(最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223ページ(以下「昭和51年大法廷判決」という。)、同昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243ページ(以下「昭和58年大法廷判決」という。)、同昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100ページ(以下「昭和60年大法廷判決」という。)、同平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67ページ(以下「平成5年大法廷判決」という。)、同平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441ページ(以下「平成11年大法廷判決」という。)、同平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617ページ(以下「平成19年大法廷判決」という。))、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決、平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決も、同様の判断枠組みを採用していると思われる(日置朋弘・最高裁判所判例解説

民事篇（平成30年度）446ページ、山本拓・法曹時報76巻5号1411ページ）。

以下、本件における主たる争点である上記①の点について、累次の最高裁判所大法廷判決が採用してきた考え方を確認した上で、本件区割規定に基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとはいえず、本件区割規定が憲法の規定に違反しないことについて述べる（後記2及び3）。なお、予備的主張として、念のため、上記②の点についても述べる（後記4）。

2 区割規定及びこれに基づく選挙区割りの憲法適合性についての判断枠組み

憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。しかし、他方で、憲法は、両議院の議員の選挙について、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は、法律で定めるものと規定し（43条2項、47条）、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるための選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量を認めているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会において、正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。そうすると、国会が具体的に定めたところとその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するものではないと解すべきである（昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、昭和60年大法廷判決、平成5年大法廷判決、平成11年大法廷判決、平成19年大法廷判決、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決、平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決）。

このように、憲法は、投票価値の平等を要求する一方で、選挙制度の決定について国会の広範な裁量に委ね、議席の配分及び選挙区割りの決定に際し、合理性を有するものであれば、投票価値の平等以外の種々の要素を考慮すること

を許容している。累次の最高裁判決も、区割規定の憲法適合性の判断に当たり、このような理解に立って、上記投票価値の平等が、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものとした上で、定数配分及び選挙区割りを具体的に決定するに当たって、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているとしている（平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決）。

原告らは、本件選挙時において選挙区間の選挙人数の最大較差が2倍強となっており、一人一票等価値ではない（人口比例選挙ではない）から、本件区割規定は憲法に違反し、無効である旨主張するが、原告らのこのような主張は、上記のとおり、投票価値の平等が、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであることを正解せず、投票価値の平等の憲法上の位置づけについての理解をも誤るもので、累次の最高裁判決の立場とも相いれないから、理由がない。

3 本件区割規定及び本件選挙区割りの憲法適合性

(1) 選挙区を改定するための現行の制度が合理性を有すること

前記第3の4のとおり、本件区割制度は、区画審において、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるような選挙区割りを定めて改定案を作成して勧告するものとしつつ、大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる簡易国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となった場合には、各都道府県への定数配分を変更しないまま、選挙区間

の人口の最大較差が2倍未満になるような選挙区割りを定めて改定案を作成して勧告し、較差を是正することとしている。このような制度は、以下のとおり、選挙区割りの改定の仕組みとして合理性のあるものである。

ア 各都道府県の区域内の選挙区の数の配分についてアダムズ方式が採用されたことには十分な合理性があること

アダムズ方式は、除数方式という人口比例に基づく配分方式の一つであって、フランス等の諸外国でも採用されている配分方式である。

平成28年改正に向け衆議院に設置されていた有識者により構成される議長の諮問機関である「衆議院選挙制度に関する調査会」において、都道府県に対する新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと、③配分の見直しは、10年ごとの大規模国勢調査によること、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすることを確認するとともに、都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、⑤比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、⑥選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、⑦都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、⑧一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを確認した。その上で、選挙制度調査会は、各都道府県の区域内の選挙区の数の配分について、諸外国において採用されている配分方式を含めて種々の配分方式を総合的に検討し、アダムズ方式が種々の配分方式の中でより望ましいものとして採用したのである（乙第11号証の1・2ないし4ページ、乙第11号証の2・6及び7ページ並びに乙第12号証8ないし11ページ）。このように、アダムズ方式は、国会において正当に考慮できる行政区画等の諸般の事情をも総合的に考慮しつつ、こうした事情と投票価値の平等の要請とを調和的に実現することができる配分方式であり、本件区割制度

においてアダムズ方式が採用されたことには十分な合理性がある。

イ 区画審による選挙区割りの改定案の作成が10年又は5年の間隔で行われるものとされていることには十分な合理性があること

本件区割制度においては、区画審による選挙区割りの改定案の作成は、前記第3の4のとおり、選挙制度の安定性の要請等を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行い、また、簡易国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となったときにも、都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数を変更しない範囲で行うものとされている。

選挙区割りの改定においては、市区町村を基本的な単位として、地勢及び交通等の事情についても適切に考慮する必要があり、そのためには一定の時間が必要であるから、短期間に選挙区割りの改定を繰り返すことは技術的に困難である上、選挙区の変更等に伴う有権者の投票行動や候補者、政党の政治活動等への影響を考慮し、選挙区あるいは選挙制度の安定性の確保の要請を勘案すると、ある程度の期間を置いて改定を行う仕組みとすることは不可欠である。

そして、衆議院小選挙区の選挙区割りの改定については、従来から、①国勢調査人口は人口の把握そのものを目的として統計法等に基づき国が全国一斉に行う実地調査による人口であり、確度が高いこと、②衆議院議員の定数配分については、大正14年の衆議院議員選挙以来一貫して国勢調査人口を基準として行われていること、③議員の定数配分については、ある程度の安定性を要することなどの理由を踏まえ、国勢調査ごとに行う仕組みとされてきており(乙第13号証2及び3ページ)、このような仕組みは、憲法上の投票価値の平等の要求に応えるものといえる。

以上のような理由から、本件区割制度においては、選挙制度の安定性を勘案して、選挙区の見直しは、原則として、10年ごとに行われる大規模

国勢調査の結果に基づいて実施されるべきものとしつつ、一票の較差是正の観点から、大規模国勢調査の実施から5年目に実施される簡易国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となったときにも、都道府県への議席配分の変更を行わない必要最小限の範囲内で見直しをすることとしているのであって、このような10年単位又は5年単位という期間設定には、十分な合理性がある。

ウ 選挙区割りの改定に当たって、選挙区間の人口の最大較差を2倍未満とするものとしていることには合理性があること

本件区割制度においては、選挙区割りの改定に当たり、選挙区間の人口の最大較差は2倍未満とするものとされている。このように、国会が正当に考慮することのできる事情も考慮しつつ、選挙区間の投票価値の較差を2倍未満から更に大幅に縮小させることには、以下のとおり、①都道府県への議席配分段階における制約及び②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における制約があり、これらの制約の存在からすれば、2倍未満という数値が用いられていることには十分な合理性がある。

(7) まず、①都道府県への議席配分段階における制約について見ると、令和2年に実施された大規模国勢調査の結果（以下は、日本国民の人口に関する結果に基づく。）によれば、都道府県別の人口が最も少ない鳥取県の人口は54万9097人であるのに対し、全国の人口は1億2374万3639人である（乙第8号証1及び5ページ）。そのため、仮に鳥取県の選挙区を1とした場合、都道府県別の議席配分段階で投票価値の較差を1倍に近づけようとするためには、他の都道府県の人口が鳥取県の人口の整数倍であることを前提としたとしても、小選挙区選出議員の定数を約225（ $1億2374万3639 \div 54万9097 \approx 225$ ）とすることが求められることとなる。他方で、仮に鳥取県の選挙区を2とした場合、都道府県別の議席配分段階で投票価値の較差を1倍に近づけ

ようにするためには、他の都道府県の人口が鳥取県の人口の2分の1の整数倍であることを前提としたとしても、小選挙区選出議員の定数を約451（1億2374万3639÷（54万9097÷2）≒451）とすることが求められることとなる。更に言えば、平成22年に行われた大規模国勢調査の結果による人口（速報値）に基づくものではあるが、過去に都道府県間の議員1人当たりの人口の較差を1.2倍未満まで縮小させるための試算をしたところ、小選挙区選出議員の定数を1000人程度まで増加させる必要があるとの結果も出ている（乙第14号証9及び10ページ）。

ところが、現行の選挙制度における衆議院議員の小選挙区選出議員の定数は289人であり（公職選挙法4条1項）、上記の約225人、約451人又は約1000人とは大きく異なっており、また、各都道府県の人口は、当然、鳥取県の人口やその2分の1の数の整数倍にはなっていない。そのため、都道府県別の議席配分段階で、議員1人当たりの人口について都道府県間で相当程度の較差が生じることは避けられないところである。

このように、投票価値の較差の是正には、小選挙区選出議員の定数等に照らして、都道府県別の議席配分段階から大きな制約があり、また、このような較差是正上の問題について、同定数を大幅に増加させることにより解決することも事実上困難であるといえる。

(イ) また、②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における制約について見ると、各都道府県内における個々の選挙区割りを定めるに際しては、市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状況等についても適切に考慮する必要がある。この点については、前記第3の5(1)イのとおり、令和4年改正に係る区画審の改定案の作成に当たり、各都道府県知事から区画審に対し

て寄せられた意見の中に、分割市区町の創出をできる限り回避するよう求めるものが多数含まれていたところである。そのため、この点を考慮することにより、個々の選挙区間における投票価値の較差が、都道府県別の議席配分時の較差から更に相当程度増大することは避けられない。現に、選挙区間における投票価値の較差は、都道府県別の議席配分後、個々の選挙区割りを定めるに際しても相当程度増大している。

(ウ) 以上のように、小選挙区選挙における選挙区間の較差の是正には小選挙区選出議員の定数が一定であることなど種々の制約があるから、本件区割制度において、選挙区割りの改定に当たって選挙区間の人口の最大較差を2倍未満とするものとされていることについては十分な合理性がある。

エ 小括

以上のとおり、本件区割制度において、アダムズ方式が採用されていること、区画審による選挙区割りの改定案の作成が10年又は5年の間隔で行われるものとされていること、選挙区割りの改定に当たって、選挙区間の人口の最大較差を2倍未満となるようにするものとされていることにはいずれも十分な合理性があり、本件区割制度は、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現するとともに、これを安定的に継続することのできるものであって、合理的なものであるということが出来る。このように本件区割制度が合理性のあるものであることについては、平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決においても肯定されている。

(2) **本件区割規定に基づく本件選挙区割りは、投票価値の較差の拡大が見られたものの、本件選挙時に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないこと**

ア 本件区割制度により改定された選挙区割り、投票価値の較差が拡大しても、制度の合理性を失わせるほど著しい較差を生じさせているなどの特段の事情のない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないこと

前記(1)のとおり、本件区割制度に合理性が認められるのであるから、本件区割制度により改定される選挙区割りについては、投票価値の較差の拡大が見られるとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないというべきである。

この点につき、令和5年大法院判決は、前記第3の5(2)のとおり判示し、本件区割制度の下で投票価値の較差が拡大することもあり得るが、これも所定の時期に是正されることが同制度上予定されていることを確認した上で、本件区割制度が合理的なものである以上、本件区割制度と一体的な関係にある選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、①当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、②較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とはならないことを明らかにしている。また、令和7年小法院判決も、前記第3の5(3)のとおり、本件区割制度の合理性を前提に、上記①及び②の事情がないとした上で、令和6年選挙時における選挙区間の投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないとの結論を導いている。

イ 本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないこと

前記アを踏まえ、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて見れば、

本件選挙区割りは、合理性のある本件区割制度により改定されたものであるから、前記ア①の事情や同②の事情がない限り、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。

そこで、まず、前記ア①の事情について見るに、令和4年改正直後における選挙区間の投票価値の較差が令和6年選挙時において拡大していたことについて自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれぬことは、前記第3の5(3)の令和7年小法廷判決が判示するとおりである。そして、令和6年選挙時から本件選挙時まで選挙区間の投票価値の較差が更に拡大していることについても、やはり自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれぬ。したがって、本件選挙時における較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情は認められない。

続いて、前記ア②の事情について見ると、前記第3の5(4)のとおり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は鳥取県第1区と北海道第3区との間の1対2.097であり、鳥取県第1区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は16選挙区であったにとどまる。これらの数値は、投票価値の較差の拡大の程度が著しいものとはいえないと判示した令和7年小法廷判決に係る令和6年選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差1対2.059、選挙人数の較差が2倍以上となっている選挙区数10といった数値と大きく異なるものではないから、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものということとはできない。

なお、本件区割規定が定められた令和4年改正時において、令和2年大規模国勢調査の結果に基づいた選挙区間の人口の最大較差は1.999倍という2倍に非常に近接した数値となっていた。このような数値となった

のは、前記第3の5(1)イのとおり、都道府県内の選挙区割りを決定するに際し、市区町村を基本的な単位とし、分割市区町の創出をできる限り回避することとしたためである。選挙区割りを決定するに当たって市区町村を基本的な単位とすることは、前記2の判断枠組みの中で、国会において考慮することが許容されている要素の一つと位置づけられるものであるから、本件選挙区割りは、同要素を考慮しつつ、上記のとおり、選挙区間の人口の最大較差を2倍未満とするという合理的な基準を満たしたものでいえる。そして、本件区割制度は、投票価値の較差が拡大することもあり得ることを前提に、拡大した較差も所定の時期に2倍未満となるように是正されることが予定されているものであることも考慮すれば、本件区割規定が定められた令和4年改正時において、選挙区間の人口の最大較差が1.999倍と2倍に非常に近接した数値となっていたことをもって、本件選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの根拠とみることはできない。

以上のとおり、前記ア①の事情や同②の事情は認められず、これに加えて、本件選挙時まで拡大した較差については、令和7年に実施された簡易国勢調査の結果を踏まえて2倍未満となるように是正されることが予定されていることも考慮すれば、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2.097となり、投票価値の較差の拡大が見られたという事情を考慮しても、本件選挙時に本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると評価することはできない。

4 (予備的主張) 仮に違憲状態にあったとの評価がされるとしても、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったとはいえないこと

衆議院議員の選挙に関する投票価値の較差の問題についての判断枠組みは、前記1で述べたとおりであり、仮に、本件選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態(違憲状態)にあったとの評価が

された場合であっても、以下のとおり、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえないから、本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っているとは到底いえない。

(1) 合理的期間内に是正がされなかったといえるか否かの判断枠組み

憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、議席配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うところ、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決に係る民集67巻8号1523ページ、平成27年大法廷判決に係る民集69巻7号2060ページ）。

そして、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態となったことを認識し得た時期を基準（始期）として、上記の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである（このような判断枠組みは、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決及び平成26年大法廷判決において採用されているところである。）。

(2) 国会が、本件選挙時までには本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲状態であると認識することができなかったことなどからすれば、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったと評価することはできないこと

前記(1)の判断枠組みを前提として本件について見ると、令和7年小法廷判

決は、「本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。」とした上で、「本件選挙（引用者注：令和6年選挙）当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないというべきである。」と判示した（民集79巻6号2687及び2688ページ）。

そして、本件選挙は、上記のとおり判示した令和7年小法廷判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であるから、仮に、本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲状態にあったとの評価がされたとしても、国会において、そのことを認識すべき契機は一切存在せず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

以上のとおり、国会において、本件選挙までに、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということは全く認識し得ない状況にあったのであるから、本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったといえない。

第5 結論

以上のとおり、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、投票価値の平等の要求に違反する状態にあったとはいえず、本件区割規定は憲法に違反するとは

いえないから、本件選挙は有効である。

よって、原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却されるべきである。

以 上